

# 共産党要望項目一覧

平成29年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【緊急課題】</b></p> <p>○CH47輸送機の訓練について</p> <p>美保基地内に配備予定のCH47輸送機の訓練が実施されるが、伯耆町では日高演習場での訓練計画に、牛農家から影響があるのではないかなど地元住民から不安の声が上がっている。訓練計画の日時など具体的に関係自治体と住民へ連絡をすることは最低限の任務である。防衛局に伝えること。</p>	<p>大型輸送ヘリコプターCH47の飛行訓練実施にあたっては、配備前の訓練であることから、関係自治体に対し中国四国防衛局より訓練の概要等について事前の連絡があった。さらに、日光演習場が所在する伯耆町には陸上自衛隊米子駐屯地からも情報提供されている。</p> <p>また、CH47など自衛隊航空機については、安全運航に万全を期すことを求めているところである。</p> <p>なお、自衛隊航空機による訓練は日常行われており、訓練実施の都度の関係自治体への情報提供は求めている。</p>
<p>○日米共同統合防災訓練について</p> <p>美保基地内に配備予定のCH47輸送機は、C2輸送機に続けての配備であり、美保基地は「一大防衛拠点」となる。この度11月4、5日に中四国で行われる南海トラフ地震を想定した日米共同統合防災訓練を行う計画だが、米軍が日本の施設利用する際の日米地位協定の手続きもせず日米共同訓練を行うことになる。この防災訓練はCH47を使用し、陸上自衛隊員米子駐屯地第8普通科連隊の隊員を美保基地から徳島県に進出させる計画であるが、災害対応の一義的役割を担う鳥取県の自治体の参加もなく、軍隊ありきの訓練の「既成事実化」である。このように「防災訓練」とすればなくずし的に、米軍が日本国内の施設を使用して訓練するようなことがあってはならない。抗議し中止を求めること。</p>	<p>この度の日米共同統合防災訓練は南海トラフ地震発生時における自衛隊、関係自治体、関係機関、在日米軍との連携による震災対処能力の維持・向上を図るため、防衛省が計画されたものである。</p>
<p><b>【要望事項】</b></p> <p>1 子ども・教育</p> <p>○共働き世帯の増加で保育ニーズはますます高まっており、県内で年度途中の待機児童が発生している。現在小規模保育事業所は26ヶ所、事業所内保育所は3ヶ所、新たに企業主導型保育事業所は3ヶ所と開設され602人（総定員）0～2歳児が利用している。しかし、県内公私立保育所の保育士不足はますます深刻で保育士不足のため、乳児の定員減や無資格者の活用で保育が行われている現状がある。このように保育所が新たにできても、保育士の囲い込みが行われ、保育士を獲得できない事業所はサービスを減らさざるを得ず、根本問題は解決できません。国に対して早急な保育士配置基準や労働条件の改善をすすめること、処遇改善等加算Ⅱは保育職員内に賃金格差をも取らずものである。全体の賃金アップを進めるよう求めること。</p>	<p>保育士の配置基準の引上げについては国に継続して要望しており、引き続き要望していく。</p> <p>今年度国において新設された処遇改善等加算Ⅱは、技能・経験を積んだ職員に対し追加的に人件費を加算するものであり、保育士等の処遇を大きく改善するものである。全ての保育士等を対象とした処遇改善等加算Ⅰについては、今年度において加算率の積み増しがなされたが、平均勤続年数12年以上の加算率の新設など、加算率を更に引き上げるよう引き続き国に対して要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
○国に先駆けて4,5歳児30:1を20:1、または25:1の配置基準に改善すること。	4,5歳児加配については、現時点で実施主体である市町村の合意が得られていないことから、実施する予定はない。
○保育士の専門性にかんがみ、無資格保育士の配置延長をしないこと。	保育士等の配置基準に係る弾力化は、子育て支援員等の配置状況や効果、課題等について調査を行い、適用期限延長の可否を判断する予定である。
○放課後児童クラブを1クラブ概ね40人の適正規模の児童で運営できるよう、財政支援を行うこと。分割した大規模クラブが、継続・安定的な運営ができる財政支援を行うこと。	放課後児童クラブ運営費は、概ね40人規模のクラブが最も高い補助単価となるように制度設計されており、適正規模での運営に誘導している。また今年度、40人規模のクラブを中心に国の補助単価が大幅に引き上げられるなど、適正規模で運営がなされるよう見直しが図られたところである。 加えて、分割したクラブに対しても、児童の人数規模に応じた支援がなされている。
○高等教育の無償化をすすめるため、対象の大学等を限定しないよう国に求めること。	大学の授業料減免や給付型奨学金などの高等教育無償化の対象については、今後検討する予定とされているところであり、国における検討状況を見ながら必要な対応をしていきたい。
○鳥取短期大学の保育士修学資金は、県立保育専門学院を廃止した経緯から所得制限が設けられているが、他の専門職の修学資金は所得制限がない。保育士不足にかんがみ、位置づけを変更し、他の修学資金同様に所得制限を撤廃し、希望者に制度が行き渡るようにすること。	鳥取県保育士等修学資金は、県立保育専門学院が果たしてきた保育士養成機能を引き継ぐようにするため、保育専門学院と同等の学費で鳥取短期大学に通学することができるよう創設したものであり、所得制限の撤廃は考えていない。 なお、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度の支援対象に、今年度から保育士・幼稚園教諭が追加され、県内外の養成施設から県内への就職促進を図っている。
2 消費税10%増税の中止をもとめること。 安倍政権は31年10月から消費税増税をするといっているが、総務省が昨日(10月31日)発表した9月の家計調査によると、1世帯あたりの消費支出は26万8802円となり、物価変動の影響を除いた実質で全同月比0,3%減少した。2014年4月に8%増税以降、42ヶ月中38ヶ月が前年割れで消費の落ち込みが続いている。このうえ増税すれば経済の底が抜け、深刻な消費増税不況に陥り格差と貧困がますます進むことは目に見えている。消費税増税に反対すること。	少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税引上げの中止を求めることは考えていない。
3 国保・介護・医療 ○国民健康保険制度の県単位化にあたっての次期保険料試算は、国の試算方式に基づき、一般会計繰入や国の保険料軽減措置を組み入れて試算を行うこと。保険料軽減のため、県の独自財政支援を決断すること。	先般の保険料の試算について、国は、一般会計繰入等を加味した公表の方法を提案されたが、本県としては、最終的に保険料を決定するのは市町村の役割であり、市町村が国保財政や収納状況を勘案して一般会計や基金からの繰入を決定することから、一般会計繰入等を考慮しないもので提示したところである。 また、次回の算定においても、基本的には同様の方法により行う予定としている。 なお、県としては、これまでも法に基づく応分の負担をしており、保険料軽減のための新たな独自の財政支援を行うことは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○西部やまと園が経営するグループホームにおいて、入所者にエアコン設置代金を徴収しているが、事前に家族や本人に説明もなく、契約書もないままであり、料金徴収は無効である。徴収金を返還すること。</p>	<p>施設管理者に確認したところ、エアコン設置と実費負担について入所者との意思疎通が十分でない面があったと聞いている。当該エアコンは入所者の自己所有物であることを含め、あらためて入所者と協議をするよう、障害者総合支援法に基づき指導した。</p>
<p>○「地域医療」という機関紙に西伯病院の院長の木村 修氏が寄稿しているが、平成28年度から不採算地区、結核、精神科病棟に対する特別交付税措置について、病床数等に単 価を乗じて算定する方法から、実際に繰入額の8割の措置率を乗じたものと比較する方法に変更された。特別交付税の2割減額、その2割を自治体が負担する（基準額）との変更であるが、国保直診の立地する各自治体は財政基盤が弱く、負担に対しては否定的なのが現状である。</p> <p>国保直診の病院では僻地医療、精神科医療等で特別交付税を受けている病院は多く、数千万円の減収となりさらに病院経営を圧迫することとなっている。不採算医療を展開する国保診療施設を支援し、中山間地域住民を孤立させないためにも、国、県の新たな支援策をつくること。</p>	<p>特別交付税算定方法変更に伴う減収に対し新たな支援策を講じることは考えていないが、県は、中山間地域の公立病院に対して、施設整備に対する償還利息への一部補助のほか、自治医科大学卒業生を県で雇用し配置する人的支援を行っており、このような形で引き続き支援していきたい。</p>
<p>4 経済・産業</p> <p>所得税法56条では家族労働（自家労賃）を必要経費と認めていない。家族の働き分は事業主の所得となり最低賃金にも達していない状況が続いている。そのため社会保障や行政手続きにさまざまな弊害がでている。国連女性差別撤廃委員会も昨年政府に見直しを求め、所得税法56条の見直しの検討を含む第4次男女共同参画基本計画も閣議決定されているが、まだ廃止に至っていない。家族の人権や労働をみとめ56条を廃止するよう、国に求めること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府税制調査会等の動向を注視していくこととしている。</p>
<p>○鳥取県産業振興条例に5人以下のサービス業などの小規模事業者の位置づけを明確にすること。また5人以下の小規模事業所の実態をつかむため、平成18年度に県が実施したようにアンケート調査をすること。</p>	<p>鳥取県産業振興条例は、小規模事業者が大部分を占めることを踏まえた上で、企業規模や産業分野により細分化すべきではないことを、条例制定時に県議会で議論の上制定されたものであり、この考え方に変わりはない。</p> <p>なお、今年度中に改訂する県経済成長戦略において、中小・小規模事業者の位置づけを明確にし、支援策を推進していくこととしている。</p> <p>また、小規模事業所の実態については、商工団体が訪問して把握した上で、企業支援ネットワーク等で随時共有しており、別途のアンケート調査等を行うことは考えていない。</p>
<p>○農業</p> <p>①来年度予定の米直接支払い交付金の廃止を止めるよう早急に求めること。</p>	<p>米政策として、国が進めている水田フル活用対策等は有効であり、国に方針の見直しを求めることは考えていない。</p>
<p>②農業に大打撃となり経済主権も侵すTPP11カ国交渉やEUの秘密交渉の中止を国に求めること。</p>	<p>交渉そのものの中止を求めることは考えていないが、本県農林水産業への影響回避や競争力強化のための対策について、引き続き国へ強く求めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○働き方改革について</p> <p>①安倍政権がすすめている「働き方改革」は、過労死するほどの長時間・サービス残業を合法化するものである。「残業代ゼロ法案」に反対すること。労働時間規制は、月100時間を越える残業を認めるのではなく、「残業は週15時間、月45時間、年360時間」の厚生労働大臣告示を法制化し、きちんと規制するよう求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されてきたところだが、今後、国会に提出される予定であり、労働時間に関する労働基準法改正案については、国会における審議の状況を注視していきたい。</p>
<p>②県職員の非常勤職員がパワハラを理由に退職している。当事者にきちんと謝罪し、再発防止策を徹底すること。県職員内、特に立場の弱い非正規職員のパワハラ・セクハラ実態調査を県としても行うこと。また非正規職員の仕事内容が、本来正職員がすべきことをさせていないか点検し、正規職員がすべきことであれば、正規職員を増員（非正規職員の正式採用）して対応すること。</p>	<p>退職した元非常勤職員から在職中にパワハラを受けたとの申出が人事当局にあったことから、数回にわたり在職していた所属の長や職員に対して聞取調査を実施したところ、執拗な嫌がらせや退職の強要は確認できなかったが、一部不適切な発言があったことを確認したことから、この調査結果を元非常勤職員に回答したところである。また、所属に対しては厳重に注意するとともに再発防止を徹底するよう指示し、当該所属において職場の状況等を振り返る研修を実施した。</p> <p>ハラスメントの防止対策については、外部相談員を含め19名の相談員の各部局等への配置や、フリーダイヤルや電子メール等による相談窓口の設置などの相談体制を整備するとともに、ハラスメント防止委員会を定期的に開催し、未然防止対策と相談事案の迅速な解決に取り組んでいるところである。これらの取組については、非常勤職員に対して周知するとともに、今後とも職員からの申出があれば必要な調査を行うこととしている。</p> <p>非常勤職員については、正規職員と同様、毎年度、業務内容・量等を点検して必要な人員を配置している。</p>
<p>③監査委員事務局に非常勤職員を採用しているが、本来監査業務は、県の重要な情報に触れることから、正規職員で対応すること。</p>	<p>非常勤職員についても、地方公務員法第34条や県の要領により、正規職員と同様に守秘義務が課されている。</p>
<p>○木質バイオマス発電所建設計画について</p> <p>和田浜工業団地に50メガワット出力の木質バイオマス発電所の建設計画がすすめられている。和田浜工業団地の未整備区域解消や地元企業への受発注や新規雇用見込みで地域経済の活性化を図ることができるとしている。また工業用水利用計画もあり、企業局が管工整備をする計画となっているが、県内で調達できる燃料は限界があり、このたびの計画は全量を輸入バイオマス（ヤシ核殻、木質ペレット）としていることから計画の推進はしないこと。</p>	<p>第2期とっとり環境イニシアティブプラン（平成27～30年度）に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているところであり、バイオマス発電については、使用燃料が県内由来であるかどうかを問わず支援の対象としてきたところである。</p> <p>他方、同プランで掲げる再エネ導入量目標を達成したことから、次期プランでは、再エネ推進施策のあり方を見直すこととしている。</p> <p>なお、木質バイオマス燃料の需要の増加に対しては、高性能林業機械の導入や路網整備の更なる推進、間伐材の搬出支援などにより木材生産量の増大を図りながら、県内からの安定供給の実現を目指している。</p> <p>なお、和田浜工業団地への工業用水の給水については、給水料金で建設費用が回収できることから、供給は可能と民間事業者に回答しているが、企業局への正式な給水申込書が未提出であるため、整備の手法等の具体的な計画は決定していない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○風力発電事業について</p> <p>★鳥取市青谷町風力発電事業について</p> <p>2000kW～3000kWの風力発電機14基で全体最大出力4000kWの計画であるが、1基の大きさが120m～150mと大きく、住家近くへの建設計画であることから、地域住民からの反対意見も出ており、また環境影響評価配慮書についても、環境省、経産省、知事意見でも、「生活環境への重大な影響が懸念される」と指摘されている。10月31日に環境影響評価審査会が開かれ、環境影響評価の方法書について議論されたが、各委員からも不十分さを指摘する意見が相次ぎ、生活環境が守れる補償がない。</p> <p>①住民説明会は「方法書」段階では、気高1箇所、鹿野1箇所、青谷1箇所、青谷山根集落（地域から要望あり）だけであり、参加も少なかった。また「方法書」の縦覧も、インターネットで1ヶ月間縦覧されたものの、それ以降は見ることができないし、要求しても資料をもらうこともできない。住民説明会や資料提供を十分行うよう事業所に求めること。</p>	<p>本件事業にかかる最初の法手続である「配慮書」に対する知事意見として、事業者に対し「環境要素に応じて十分な範囲の地域の関係者に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的かつ分かりやすく提供するとともに、説明会その他手法により関係者からの意見を聴取する機会を適切に設け、関係者からの意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、誠実に理解醸成に努めること」等を求めている。</p> <p>今後の手続においても、当該意見への対応状況を確認するとともに、引続き住民等の理解醸成に誠実に努めるよう求めていく。</p>
<p>②環境影響評価の方法書は大変不十分である。調査の根拠がきちんと説明できないような方法書は無効である。また、各調査回数が年1回とか季節ごとに1回では不適切である。知事意見等で指摘した、「電波障害」、「青谷上寺地遺跡」、「因習和紙の紙すき・残したい日本の音風景100選」、「他の風力発電施設との複合障害」等が、踏まえられていない。不十分な方法書は認めるべきではない。</p>	<p>今年10月に開催した環境影響評価審査会において、事業者から「方法書」にかかる概要説明が行われたところである。</p> <p>今後、調査の頻度や手法、「配慮書」に対する知事意見への対応状況について、同審査会で専門的見地から確認し、御意見をいただくこととしている。県は審査会での意見等を踏まえながら、調査手法等に対して必要な知事意見を述べていく。</p>
<p>③低周波被害については、環境省のガイドラインに基づき、被害はないとし、一定基準での対応をしようとしているが、既設の県内風力発電でも、環境大学の調査では、健康被害を訴えている方があり、そうした住民の声を県が直接聞きとりをし、被害があることを前提に対応すること。</p>	<p>低周波を含めた騒音の影響についても、今後、環境影響評価の一環として、審査を行うこととしている。</p> <p>環境影響評価は、事業者自らが調査・予測・評価を行い、住民・国・地方公共団体等に公表し、広く意見を求め、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうとする制度であり、最初の法手続である「配慮書」に対する知事意見において、事業者には住民等、地域の関係者から意見を聴取する機会を適切に設けるよう、すでに求めているところである。</p> <p>引続き、事業者に対しては地域の関係者からの意見聴取の機会を設けること、また関係者からの意見・要望に対して誠意ある対応を行うことを求めていく。</p> <p>また、環境影響評価のそれぞれの段階で各分野の専門家で構成する環境影響評価審査会の意見を踏まえながら必要な知事意見を述べていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>★「鳥取風力発電事業計画」及び「鳥取西部風力発電事業」 これらは、各36基で各最大出力16万kWの計画で、県内だけでなく国内最大規模の風力発電事業となる見込みである。人体や環境への影響は計り知れず、事業計画の中止を求めること。</p>	<p>本件事業については、最初の法手続として、現在「配慮書」を審査しているところである。 要望項目に記載のとおり、規模の大きい事業計画であることから、極めて注意深く環境影響評価を実施するよう事業者に対して知事意見を述べる方針としている。 また、以降の手続においても引続き厳正に審査を行う。</p>
<p>★風力発電施設の進出について、地元企業であること、小規模規模であること、低周波被害について県独自の規制条例を設定すること。</p>	<p>すでに風力発電所の設置は大型風車1基程度（1500kW以上）から県環境影響評価条例の対象事業となっており、低周波を含めた騒音の影響についても環境影響の回避・低減が求められているため、県独自の規制条例を設定することは考えていない。 なお、再生可能エネルギーの導入推進のため、これまで県内外事業者の如何を問わず系統連係補助等の支援を行っているが、一定の成果が得られたことから、今後は自然体で導入促進を図ることとし、補助対象の要件として、新たに県内事業所への従業員の常駐を付加することを検討しているところである。</p>
<p>5 防災・環境 ○県管理の大井手川の洪水被害（渡一木の浸水被害）は、原因解明（河原水門閉鎖の是非）は、まだ道半ばである。県もかかわって最後まで洪水被害の原因を明らかにすること。被害が、住宅だけでなく、一家で車4台、コンバイン、農機具小屋など、生活や生業に関する被害が大きく支援がない。また浸水したデイサービス事業所には何の支援もない。これらの何らかの支援策を今からでも検討すること。</p>	<p>浸水原因については、国と県が連携して、地元の協力を得て、洪水痕跡等の再調査やシミュレーションを実施して検証を行っているところであり、今後開催する地元説明会において、住民に検証結果を説明することとしている。 住宅被害については、鳥取市が国の生活再建支援制度では対象とならない半壊（水害では床上浸水）も対象となる鳥取県被災者住宅再建支援金及び鳥取市の見舞金の説明を行うとともに、罹災証明をお渡しして被災者住宅再建支援金の受付が始まったところと聞いている。 農機具小屋、コンバインについては、それぞれ建物共催・農機具共済制度の対象となっており加入者において手続きをされるものと考えている。 浸水したデイサービス事業所は被害額が社会福祉施設等災害復旧費補助金の補助対象金額の下限（80万円）以下であったため対象となっておらず保険適用と聞いている。</p>
<p>○中部地震の住宅改修ができない方が残されている。ブルーシートの張替え支援だけでは家が直らない。また空家も支援がなく、住民の減少と地域崩壊につながる。一部損壊住宅への新たな何らかの支援を検討すること。また空家改修支援を検討すること。</p>	<p>今後、被災した住宅の修繕を行うボランティア団体等の活動を支援することにより、住宅修繕を進めようとしているところである。（併せて、被災者住宅再建支援金及び修繕支援金の申請期限を平成30年3月末まで延長している） また、住宅修繕できない世帯等については、個別にニーズ把握を行い、市町村主体に必要な生活支援対策を検討していただく必要があると考えており、市町村からの要請があれば、県としても必要な支援を検討したい。 被災者住宅再建支援制度は、地域の維持と再生を目的に、現在居住している世帯の住宅再建等を支援するものであり、居住者不在の空き家の再建等を支援するのは制度の趣旨にそぐわない。 なお、被災した空き家については、県の住宅耐震化支援制度や、移住定住促進の観点から、移住者（Uターン含む）が居住する際の住宅修繕等に係る支援制度の活用が可能である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>○治山工事をした上の雑木が生い茂り、台風など大風が吹いたときに折れて下の民家が危険にさらされる恐れがあるとき、山の所有者が不明であったり、個人所有で了解が得られなかったりする場合は、危険空き家対応のように所有者に指示したり場合によっては代執行するなど、検討すること。</p>	<p>治山工事をした土地や立木は個人の財産であるため、個々で解決いただくものと考えている。また、山の所有者に対して適正な管理のもとに発生する倒木等について、県が伐採等を指示したり代執行することは、森林法上できない。</p> <p>なお、治山施設の機能に影響を及ぼすと認められた場合、施設管理者である県が山の所有者に対して働きかけすることはある。また、所有者が不明の問題については、国で議論されている「所有者不明土地問題に関する制度の方向性等」を注視していく。</p>
<p>○淀江管理型産廃処分場建設計画について</p> <p>条例手続きに沿って、「実施報告書」について県からの自治会意見等を聴取する際は、一部の自治会員や役員とならないよう、広く意見聴取会を開くこと。また事業計画の住民理解だけでなく、説明を理解したとしても反対はあるので計画に対する賛否も聞くこと。そして住民の中から反対の声は高まっており、住民合意も土地の開発協定の変更もないままの処分場計画は中止すること。</p>	<p>県が行っている自治会長等からの聞き取りは、手続条例に基づき、事業者から提出された実施状況報告書の記載内容（事業計画周知のための説明会の実施状況や住民理解に関する事業者の見解等）の確認のために行っているものであり、改めて住民から意見聴取するものではない。</p>
<p>6 その他</p> <p>○大山登山道にトイレの設置を</p> <p>大山は山登りの上級者から児童生徒など多くの人々に親しまれ、ブナやミズナラ、大山キャラボクなど山陰唯一の自然林を楽しむことができる。しかし登山道にはトイレがなく、夏山登山コースでは頂上の避難小屋に3基あるのみである。大山寺周辺はトイレの改修が現在すすめられているが、登山道途中にはないため、児童生徒らが、途中で便意をもよおす場合などは仕方なく、外で用を足すことになっている。結局6合目にある小屋の裏側はトイレさながらの状態、不衛生であり自然環境にも悪い。来年度は大山開山1300年祭も控えており、国内外からの観光客や登山客も増加の見込みであるが、6合目に早急にトイレの設置をすること。</p>	<p>夏山登山道の6合目避難小屋は、地形が急峻かつ狭隘なため、浄化槽の設置は大規模な地形改変が必要となり自然破壊につながることから、簡易な施設として、携帯トイレブースの設置が可能か、関係者の意見を伺いながら検討を始めているところである。</p>
<p>○八頭町への新たなホッケー場設置計画は、平井知事やホッケー協会の福田俊史議員がニュージーランドに出向き、東京オリンピックの際のニュージーランドの事前キャンプ地誘致を行ったことに端を発する。ホッケー場整備を否定するものではないが、チームが来るかどうかもわからず、地元合意も得られず、八頭町議会では調査費が否決されている。整備費も有利な合併特例債を使うとはいえ、6億円規模の事業費は地元にも大きな負担となる。地元住民合意のないままの、整備や県の財政出動はやめること。</p>	<p>八頭町によるホッケー場整備は、キャンプ誘致のためだけではなく、ホッケーによるまちづくりを進めるためのものと伺っており、事業主体である八頭町が住民に説明をし、合意を得る必要があると考えている。このため、まずは八頭町の判断を見守りたい。</p>